

福岡県公報

平成27年6月23日
第3704号

目次

告示(第582号-第596号)

○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	1
○救急病院等の認定	(医療指導課)	1
○救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	2
○救急病院等の認定	(医療指導課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	6
○救急病院等の認定	(医療指導課)	6
○救急病院等の認定	(医療指導課)	6
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○屋外広告物講習会の開催	(公園街路課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

○落札者等の公示	(情報政策課)	8
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12

告 示

福岡県告示第582号

次に掲げる病院は、平成27年3月31日付けで、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
町立芦屋中央病院	芦屋郡芦屋町幸町8-30

福岡県告示第583号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
芦屋中央病院	芦屋郡芦屋町幸町8-30	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

福岡県告示第584号

次に掲げる病院は、平成27年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地
神代病院	久留米市北野町八重亀382-1

福岡県告示第585号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
神代病院	久留米市北野町中川900-1	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

福岡県告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原11047番1先から 八女市黒木町笠原10991番1先まで	4.0 ～ 8.2	307.0
			後	八女市黒木町笠原11047番1先から 八女市黒木町笠原10991番1先まで	4.4 ～ 22.0	305.0

福岡県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生145	やすだ内科クリニック	宗像市池田3116-6	H 27・5・1
春生165	ばばトータルケアクリニック	春日市星見ヶ丘二丁目27	H 27・5・1
糸島地生102	あだち脳神経外科クリニック	糸島市志摩津和崎60	H 27・6・1
八女生139	医療法人 吉田胃腸内科医院	八女市室岡539-1	H 27・5・1
筑生103	安田クリニック	筑後市大字西牟田宇城崎3671-11	H 27・6・1

朝倉生66	やなぎだ整形外科クリニック	朝倉市頓田659-1	H 27・5・1
田生183	みずき内科クリニック	田川市大字糺1700-338	H 27・4・1
田生182	かじ内科クリニック	田川市上本町7-7	H 27・6・1
中生91	佐藤泌尿器科クリニック	中間市上蓮花寺一丁目2-1-2A-3	H 27・6・1
京生139	あないクリニック	築上郡築上町大字西八田2426-5	H 27・5・1
粕生歯57	医療法人英歯会新宮スマイル歯科小児歯科医院	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17-22	H 27・5・1
大川生歯37	宮前歯科医院	大川市大字酒見452-4	H 27・5・1
大生歯215	ひまわり歯科医院	大牟田市船津町444	H 27・5・1
田生歯92	デンタルケアいまだ歯科	田川市大字伊田4472-1 1F	H 27・6・16
み生薬31	まちのくすり屋さん 瀬高店	みやま市瀬高町太神1349-10	H 27・4・1
行生薬76	大信薬局 行橋駅前店	行橋市西宮市二丁目1-37	H 27・5・1
行生薬77	マーガレット調剤薬局 行橋	行橋市西宮市一丁目4-5	H 27・6・1
直生訪9	あべりあ福智の丘訪問看護ステーション	直方市湯野原二丁目15-1	H 27・4・1
嘉麻生訪7	訪問看護ステーション ちえろっと	嘉麻市口春405-4	H 27・4・1
行生訪11	榎屋相談薬舗訪問看護ステーション	行橋市大橋三丁目9-29	H 26・10・1

福岡県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成

6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
宗生103	そえだ医院	宗像市池田3116-6	H 27・4・30
八女生51	吉田胃腸科内科医院	八女市室岡539-6	H 27・4・30
朝倉生57	やなぎだ整形外科クリニック	朝倉市頓田659-1	H 27・4・30
柳生66	医療法人町野医院	柳川市新船津町16	H 27・3・25
田生177	みずき内科クリニック	田川市大字糺1700番338	H 27・3・31
中生88	さかい内科クリニック	中間市中尾一丁目12-17中間ビル2F	H 27・5・17
京生115	あないクリニック	築上郡築上町大字西八田2426-5	H 27・4・30
糸島地生78	医療法人よしい小児科医院	糸島市前原西一丁目14-8	H 27・4・1
粕生歯51	新宮スマイル歯科小児歯科医院	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17-22	H 27・4・30
像生歯29	おおば歯科医院	宗像市田熊三丁目7-20 第2力丸ビル101	H 27・3・31
大川生歯28	医療法人清仁会 宮前歯科医院	大川市大字酒見字上城内452-4	H 27・4・30
糸島地生薬8	株式会社タカラ薬局前原	糸島市前原西一丁目14-6	H 27・3・31

福岡県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生歯45	萩野歯科医院	おぎの歯科医院	糸島市二丈深江868-5	H 26・10・1
大生歯203	吉見歯科医院	よしみ歯科医院	大牟田市不知火町二丁目11番地4	H 27・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生151	医療法人社団三誠会ひまわり病院	糟屋郡粕屋町大字仲原88-1	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目10-3	H 27・2・21
糸島地生歯45	おぎの歯科医院	糸島市二丈深江868-2	糸島市二丈深江868-5	H 26・10・1

福岡県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田川生マ53	白川 洋（白川鍼灸院）	田川郡香春町大字柿下1045-3	H 27・5・20
飯生柔75	松尾 幸治（まつお整骨院）	飯塚市綱分478-6	H 27・5・1
八女生柔32	水田 恵美子（水田整骨院）	八女市黒木町木屋223-1	H 27・4・1
大野生柔37	塚本 淳（ゆうひ整骨院）	大野城市東大利一丁目7-15シャトレホワイト1F	H 27・5・18
像生柔90	瀧田 耀司（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	H 27・5・1
像生柔91	大川 雄介（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	H 27・6・1
宰生柔41	栗原 直史（たなごころ整骨院ひで）	太宰府市大佐野二丁目11-5	H 27・4・1
福津生柔35	塚田 千春（東福岡整骨院）	福津市若木台一丁目19-1コーポラス東福岡	H 27・5・27
宮生柔20	永濱 裕也（いやし整骨院）	宮若市本城538-2	H 25・5・6
宮生柔21	森 寛之（いやし整骨院）	宮若市本城538-2	H 25・5・6
み生柔23	花崎 秀樹（陽だまり整骨院）	みやま市瀬高町下庄1534-1	H 27・6・1
糸島生柔54	溝口 紋加（ういんぐ整骨院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H 27・4・8
う生柔5	小塩 静雄（小塩整骨院）	うきは市浮羽町朝田636-3	H 27・5・29
粕生柔113	杉原 俊樹（堺整骨院 志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H 27・5・26
宗遠生柔21	中西 卓也（水巻中央整骨院）	遠賀郡水巻町中央2-24	H 27・5・1
田川生柔33	中島 聡（なかし整骨院 川崎院）	田川郡川崎町大字川崎403-10	H 27・5・12

京生柔31	木村 聖羅 (整骨院yura)	京都郡苅田町殿川町1-32	H 27・4・3
八女生はき5	水田 克博 (水田鍼灸院)	八女市黒木町木屋223-1	H 27・4・1
大野生はき4	上野 圭 (上野はり灸整骨院)	大野城市下大利一丁目13-8 下大利駅前ビル102	H 27・4・1
像生はき10	本田 千佳 (鍼灸ちからこぶ)	宗像市鐘崎462	H 27・5・1
像生はき11	野村 哲也 (愛心訪問鍼灸院)	宗像市日の里六丁目25-12	H 27・5・1
田川生はき10	白川 洋 (白川鍼灸院)	田川郡香春町大字柿下1045-3	H 27・5・20

福岡県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
像生柔32	中島 聡 (なかし接骨院)	宗像市日の里一丁目22-7	H 25・11・30
宰生柔38	長 泰弘 (五条いきいき整骨院)	太宰府市五条四丁目3-38	H 27・5・1
宮生柔17	古野 寛之 (いやし整骨院)	宮若市本城538番地2	H 27・5・6
み生柔19	中島 哲平 (陽だまり整骨院)	みやま市瀬高町下庄1534-1	H 27・5・31

八女生はき2	水田 克博 (水田鍼灸院)	八女市稲富196-1	H 27・3・31
--------	---------------	------------	-----------

福岡県告示第592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕介歯57	医療法人英歯会 新宮スマイル歯 科小児歯科医院	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目 17-22	H 27・5・1	居管・予居管
朝倉介薬 30	サンアイ調剤薬 局 甘木本店	朝倉市甘木148-2	H 27・3・1	居管・予居管
大川介歯 36	イマサト歯科ク リニック	大川市大字大野島2893-2	H 27・5・1	居管・予居管
行介歯81	仲西歯科医院	行橋市中央三丁目4-7	H 27・4・1	居管・予居管
う介薬14	そうごう薬局 浮羽店	うきは市浮羽町古川1053- 2	H 27・4・1	居管・予居管
像支46	ケアプランセン ター湊の杜	宗像市神湊411	H 27・5・1	居支
中居95	認知症対応型通 所介護事業所 「そよかぜ」	中間市土手ノ内一丁目40- 26	H 27・5・12	認通・予認通
大野居95	ラ・ナシカおと がな	大野城市乙金一丁目4-3	H 27・5・1	地特生

福岡県告示第593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田居143	アップルハート田川中央ケアセンター	アップルハート田川ケアセンター	田川市中央町3-26 井上ビル1F	H 27・4・1
田川居317	訪問介護タンポポ	訪問介護まるや	田川郡川崎町大字川崎410-1	H 27・5・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行居101	ヘルパーサービスきらめき	行橋市宮市町10-35	行橋市東大橋二丁目17-1	H 26・10・1
田川居235	ライフケアえん	田川郡川崎町大字池尻499	田川郡川崎町大字川崎41-2	H 27・6・3

福岡県告示第594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
柏介歯51	新宮スマイル歯科小児歯科医院	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17-22	H 27・4・30
行介歯78	仲西歯科医院	行橋市中央三丁目4-7	H 27・3・31
直居30	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターあじさいの会	直方市大字感田169-10	H 27・5・31

福岡県告示第595号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
飯塚市立病院	飯塚市弁分633-1	平成27年3月28日から 平成30年3月29日まで

福岡県告示第596号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
井上病院	糸島市波多江699-1	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
栄光病院	糟屋郡志免町別府西三丁目8-15	
三野原病院	糟屋郡篠栗町大字金出3553	
宗像水光会総合病院	福津市日蒔野五丁目7-1	
嘉麻赤十字病院	嘉麻市上山田1237	
社会保険田川病院	田川市上本町10-18	
嶋田病院	小郡市小郡217-1	
小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598	
独立行政法人国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜一丁目8-1	
佐田病院	福岡市中央区渡辺通二丁目4-28	
南川整形外科病院	福岡市西区姪の浜四丁目14-17	
南大牟田病院	大牟田市臼井町23-1	
安本病院	久留米市三潁町玉満2371	

公告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市乙金東三丁目1057番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市川久保二丁目8番1号
株式会社奏和会
代表取締役 山崎 徹央

公告

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第23条第1項の規定に基づく屋外広告物講習会を開催するので、福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）第15条第1項の規定により次のように公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 開催の日時及び場所

開催期日	時間	場所
平成27年8月28日	午前9時50分から 午後5時00分まで	久留米市城南町15-5 久留米商工会館 5階大ホール

2 講習の内容

- 屋外広告物に関する法令
- 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講資格

学歴、性別、経験の有無に関係なく受講できる。

4 受講手続及び受付期間

(1) 受講の申込方法

ア 受講申請書に住民票抄本及び受講申請手数料2,000円（福岡県領収証紙によること）を添えて、最寄りの県土整備事務所に提出すること。

イ 納入された受講申請手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は講習会を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受講を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受講申込みの受付期間は、平成27年8月7日（金曜日）から8月20日（木曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日の受付はしない。

イ 郵便による受講申込みは、平成27年8月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

受講手続等の問合せは、福岡県建築都市部公園街路課（電話092-643-3724）又は最寄りの県土整備事務所に行くこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市大谷四丁目7番2から7番5まで、8番1、8番5から8番7まで、27番及び28番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前四丁目4番21号
合同会社アクロス春日大谷
代表社員福岡ビルディング一般社団法人職務執行者 妹尾 英司

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
統合ヘルプデスク運用管理業務委託 3年間
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部情報政策課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成27年5月22日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社キューデンインフォコム

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

120,042,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年4月10日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社たぐち

(2) 所在地

糟屋郡須恵町大字須恵323番地

(3) 代表者

代表取締役 田口 準

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成27年6月8日

4 処分の理由

事業者が、平成27年3月30日午後4時、福岡地方裁判所第4民事部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市田熊一丁目562番4、562番17から562番42まで、563番3、564番2、565番3及び565番6並びに田熊字田辺田1747番1の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宗像市東郷六丁目8番13号

株式会社木村組

代表取締役 木村 順子

公告

合河東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
中岩 嵩	豊前市大字上川底261番地4

面ノ明 豊	豊前市大字中川底499番地
山崎 長年	豊前市大字中川底1348番地
松崎 重美	豊前市大字中川底1040番地1
大岩 久和	豊前市大字上川底407番地
清水 勝	豊前市大字上川底1035番地1
戸成 重義	豊前市大字上川底1050番地
山本 矩生	豊前市大字上川底1477番地

2 退任監事

氏名	住所
平田精三郎	豊前市大字上川底1230番地1
西村 一憲	豊前市大字中川底407番地3

3 就任理事

氏名	住所
中岩 嵩	豊前市大字上川底261番地4
面ノ明 豊	豊前市大字中川底499番地
山崎 長年	豊前市大字中川底1348番地
松崎 重美	豊前市大字中川底1040番地1
大岩 久和	豊前市大字上川底407番地
戸成 重義	豊前市大字上川底1050番地
山本 矩生	豊前市大字上川底1477番地

4 就任監事

氏名	住所
平田精三郎	豊前市大字上川底1230番地1
西村 一憲	豊前市大字中川底407番地3

公告

上穂波東土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
中野 敏次	飯塚市長尾496番地 1
上野 和幸	飯塚市平塚691番地
三好 忠司	飯塚市長尾1055番地 2
大塚 勝	飯塚市長尾1081番地
吉村 博文	飯塚市長尾763番地 1
大熊 眞	飯塚市阿恵124番地 5
藤井 憲明	飯塚市阿恵151番地
藤井 清稔	飯塚市阿恵2209番地
大庭 廣策	飯塚市平塚164番地 2
吉浦 法保	飯塚市平塚93番地 1

2 退任監事

氏名	住所
吉村 政範	飯塚市平塚685番地
大熊 和信	飯塚市阿恵206番地
古江 登	飯塚市長尾1236番地 1

3 就任理事

氏名	住所
中野 敏次	飯塚市長尾496番地 1

上野 和幸	飯塚市平塚691番地
三好 忠司	飯塚市長尾1055番地 2
大塚 勝	飯塚市長尾1081番地
吉村 博文	飯塚市長尾763番地 1
大熊 眞	飯塚市阿恵124番地 5
藤井 憲明	飯塚市阿恵151番地
藤井 清稔	飯塚市阿恵2209番地
大庭 廣策	飯塚市平塚164番地 2
吉浦 法保	飯塚市平塚93番地 1

4 就任監事

氏名	住所
吉村 政範	飯塚市平塚685番地
大熊 和信	飯塚市阿恵206番地
古江 登	飯塚市長尾1236番地 1

公告

糸島市志摩土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
吉村 勝	糸島市志摩小金丸3023番地
宗 芳孝	糸島市志摩師吉709番地30
小金丸義文	糸島市志摩芥屋1096番地 1
持田 實	糸島市志摩久家341番地

小川 守雄	糸島市志摩松隈220番地 3
草野 康喬	糸島市志摩桜井1183番地
大江 友明	糸島市志摩吉田439番地 1
山崎 宗喜	糸島市志摩岐志451番地
吉原 英機	糸島市志摩野北343番地
永長 康則	糸島市志摩東貝塚421番地

2 退任監事

氏 名	住 所
扇 清人	糸島市志摩岐志856番地
竹浦三喜雄	糸島市志摩桜井2038番地 2
内野 秀敏	糸島市志摩師吉167番地87

3 就任理事

氏 名	住 所
吉村 龍美	糸島市志摩師吉865番地
岩永 綾夫	糸島市志摩稲留233番地 3
大江 友明	糸島市志摩吉田439番地 1
富田 則行	糸島市志摩津和崎150番地
吉原 英機	糸島市志摩野北343番地
原田 正成	糸島市志摩桜井3358番地
小金丸 満	糸島市志摩久家2861番地
山崎 宗喜	糸島市志摩岐志451番地
小金丸義文	糸島市志摩芥屋1096番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
内野 秀敏	糸島市志摩師吉167番地87

山崎 秀夫	糸島市志摩岐志47番地
洞 龍二郎	糸島市志摩桜井2244番地

公告

解散した清算法人千手土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
大屋千嘉穂	嘉麻市嘉穂才田699番地 7
福田 勇雄	嘉麻市大力1924番地 1
久家 利美	嘉麻市九郎原2497番地
有吉 重敏	嘉麻市大力159番地
松岡 恵介	嘉麻市大力1047番地
溝口 正明	嘉麻市千手1803番地
山本 信之	嘉麻市千手2484番地
菊 輝美	嘉麻市嘉穂才田187番地
久家 英穂	嘉麻市九郎原2462番地
日高 忠幸	嘉麻市嘉穂才田1162番地 6

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人筑後良縁会
 - (2) 代表者の氏名
河口 順一
 - (3) 主たる事務所の所在地
みやま市瀬高町文廣1945番地62
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は独身男女に対して巡り合いの機会を作ることで結婚を促進する事業を行い、少子高齢化対策に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人つどいの広場いづか
 - (2) 代表者の氏名
林 京子
 - (3) 主たる事務所の所在地
飯塚市鯉田1666番地23
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての子どもたちとその保護者に対して、子育て支援に関する事業を行い、こどもたちの健やかな成長に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ハートフルボイス
 - (2) 代表者の氏名
野中 和明
 - (3) 主たる事務所の所在地
嘉穂郡桂川町大字土師2270番地35
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などを行うとともに地域住民に対しても障害者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字日吉1164番50

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市東合川一丁目3番5号

九州小田運輸株式会社

代表取締役 荒木 眞二